

対象者の状況に応じた今後の権利擁護支援策のイメージ ～法定後見終了場面を中心に～

※基本計画における権利擁護支援とは、判断能力が不十分な人を対象としたこうした支援活動のことであるといえる（第二期計画p4）

施設等による事実上の支援 / 家族等による事実上の支援

意思決定支援等の確保、運営の透明性や信頼性の確保の方策、地域連携ネットワーク等との連携の方策についても検討

法的課題の発生（債務整理、遺産相続、入所・入院契約、預貯金解約、虐待など）

法定後見制度（必要な範囲・期間で利用できるようにすること等の見直しを検討）

専門職後見

法的課題の解決（代理権・取消権の行使）

生活の安定

本人又は後見人等による契約締結

【契約】

頼れる身寄りなし

日常生活自立支援事業、モデル事業②など
公的サービス
※無料又は低額を考慮

民間サービス
※実態把握や課題の整理を踏まえた対策を考慮

意思決定支援等の確保、運営の透明性や信頼性の確保の方策、地域連携ネットワーク等との連携の方策についても検討

低
支払能力
高

法人後見

親族
後見

市民
後見

モデル事業
①
モデル事業
③-2

※適切な後見人等の選任・交代を推進
注：上記後見人等の記載は例示

(注) 本資料は、意見交換のために、事務局において作成した一つの模式（イメージ）であって、様々なケースを網羅的かつ画一的に表しているものではない。

(参考) 第二期成年後見制度利用促進基本計画 (抜粋)

Ⅱ 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実

(1) 成年後見制度等の見直しに向けた検討

成年後見制度については、他の支援による対応の可能性も踏まえて本人にとって適切な時機に必要な範囲・期間で利用できるようにすべき(必要性・補充性の考慮)、三類型を一元化すべき、終身ではなく有期(更新)の制度として見直しの機会を付与すべき、本人が必要とする身上保護や意思決定支援の内容やその変化に応じ後見人等を円滑に交代できるようにすべきといった制度改正の方向性に関する指摘、障害者の権利に関する条約に基づく審査の状況を踏まえて見直すべきとの指摘、現状よりも公的な関与を強めて後見等を開始できるようにすべきとの指摘などがされている。

国は、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活の継続や本人の地域社会への参加等のノーマライゼーションの理念を十分考慮した上で、こうした専門家会議における指摘も踏まえて、成年後見制度の見直しに向けた検討を行う。

(参考) 第二期成年後見制度利用促進基本計画 (抜粋)

Ⅱ 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実

(2) 総合的な権利擁護支援策の充実

② 新たな連携・協力体制の構築による生活支援・意思決定支援の検討

- 多様な地域課題に対応するため、公的な機関や民間事業者において、**身寄りのない人等への生活支援等のサービス（簡易な金銭管理、入院・入所手続支援等各種の生活支援サービスをいう。以下同じ。）**、**公的な機関や民間事業者の本来の業務に付随した身寄りのない人等の見守り**、寄付等を活用した福祉活動等の様々な取組が行われている。こうした取組については、公的な制度の隙間を埋めるものや公的な制度利用の入口として効果的であるとの指摘がある一方、一部の事業者については運営方法が不透明であるなどの課題も指摘されている。
- そのため、国は、**公的な機関、民間事業者や当事者団体等の多様な主体**による生活支援等のサービスが、**本人の権利擁護支援として展開**されるよう、**意思決定支援等を確保**しながら取組を拡げるための方策を検討する。
- その際、身寄りのない人も含め、誰もが安心して生活支援等のサービスを利用することができるよう、**運営の透明性や信頼性の確保**の方策、**地域連携ネットワーク等との連携**の方策についても検討する。
- 生活支援等のサービスの提供における意思決定支援等の確保の検討の際には、意思決定支援の取組の推進において市民後見人の果たしてきた役割が大きいこと、ピアサポートの支援が効果的であることに鑑み、市民後見人養成研修の修了者や障害のある当事者等の参画の方策の検討を進める。加えて、これらの人が、必要に応じて専門職等の支援等を受けながら意思決定支援を行う方策を、市町村の関与のあり方も含めて検討する。
- 上記の検討の際、意思決定支援の場面において、権利侵害や法的課題を発見した場合、専門職等が必要な支援を助言・実施すること、行政の関与を求めること、専門職による法的支援や成年後見制度につなぐことなど、司法による権利擁護支援を身近なものとする方策についても検討を進める。
- また、サービス等に関する丁寧な説明や本人の特性に合わせた説明が意思決定しやすい環境づくりに寄与することに鑑み、公的な機関及び民間事業者には、合理的配慮に関する取組を行うことが期待される。国及び地方公共団体は、これらの取組が進むよう、関係者に理解を促す取組を進めていく。
- 身寄りのない人等であっても、地域において安心して暮らすことができるよう、国及び地方公共団体は、身元保証人・身元引受人等がないことを前提とした医療機関の対応方法や、施設入所時や公営住宅入居時に身元保証人や連帯保証人を求める必要はないことなどについて、事業者等に理解を促す取組などを更に進めていく。

(参考) 社会福祉について

(1) 「社会福祉」について

- ・ 社会福祉とは、自らの努力だけでは自立した生活を維持できなくなるという誰にでも起こりうる問題が、ある個人について現実に発生した場合に、当該個人の自立に向けて、社会連帯の考え方に立った支援を行うための施策を指すと同時に、家庭や地域の中で、障害の有無や年齢にかかわらず、当該個人が人としての尊厳をもって、その人らしい安心のある生活を送ることができる環境を実現するという目標を指すものである。(新版「社会福祉法の解説」p75)

(2) 「地域における社会福祉(地域福祉)」について

- ・ 条文上は「地域福祉」とは「地域における社会福祉」という定義となっている。(社会福祉法第1条参照)
- ・ 「地域における社会福祉」すなわち「地域福祉」とは、社会福祉のこのような普遍性を前提としたうえで、達成すべき状態(目標)の実現に向けて(「状態」的な概念)、住民の社会福祉に関する活動への積極的な参加の下、事業者による事業の実施、ボランティア団体による福祉活動の実施等、地方公共団体による施策の実施といった、自助、共助、公助が相まって、地域ごとに個性のある取組を行うこと(「手段」的な概念)、というような意味を有する。(新版「社会福祉法の解説」p76)